

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)
第 5 条第 1 項の規定により、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する実施
方針を定めたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成 23 年 11 月 2 日
防衛大臣 一川 保夫